

令和4年度第2回田上町教育委員会臨時会会議録

1. 開会年月日 令和4年5月11日午後2時00分
2. 開会場所 田上町役場 会議室2
3. 出席委員 教育長 安中 長市
教育委員（教育長職務代理者） 石田 一平
教育委員 山田 正夫、齋藤 美里、渡邊 悦子
4. 欠席委員 なし
5. 職務のため出席した者
事務局長 時田 雅之、指導主事 佐藤 春男、局長補佐 諸橋 弘樹
6. 会議に付した事件
 - (1) 営利目的使用について
 - (2) 田上町立田上中学校プール利用について
 - (3) その他
7. 会議の経過及び結果

令和4年5月11日午後2時00分、令和4年度第2回田上町教育委員会臨時会の開会を宣言した。本会期を1日と提案し、了承され決定した。本日の会議録署名委員に石田委員を指名した。

教育長 本日、第2回目となりますが臨時の教育委員会となります。大型連休が終わりましたが、学校の方は子供たちも色々動いて、親類の方が来られたり少し人が多くいるような場所に出かけたりと、少しコロナのことが心配だったのですが、今日水曜日で感染の情報が聞こえてこないということは、町の小中学校と幼稚園は連休のコロナの影響で閉じたりしないで済むかなと思っております。ただ、まだ新潟県においても一日あたり400人を超えるような感染の状況の中にありますので、今後陽性者が出ることは十分予想されると思っております。

それでは、議事に入りたいと思いますが、来週の19日木曜日が議会の全員協議会となっております、そこに教育委員会としては営利目的使用と田上中学校のプールについての2件を議題とさせていただいており、その前に教育委員の皆さんにもご説明申し上げご了解いただきたいと考えております。

それでは(1)の営利目的使用についてであります、説明に入る前に今までの経緯について若干触れさせていただきますと、町民と思われる方から「学習センターを塾に貸し出すというのはいかがなものか。」と投書があったところ

からスタートして、学習センターについては図書館機能を持ち合わせていることから営利の利用については継続的な貸し出しをしないという事と、物品販売はしないという事にさせていただいた訳ですが、議員の中から「交流会館についても塾の利用はそぐわないのではないか。」というご意見が出ました。教育委員会の中でも学習センターでの塾の話が出た時に、これは交流会館にも及ぶものなのかというふうな話に対して、交流会館の方は今まで通りで考えているんだとお話をさせていただきましたが、実際そういうご意見が出ました。その中でどんな形で議員に納得していただけるか考えて、教育委員会としてこんな形にしたらどうかということで、来週の19日にご提案したいと思っております。

それではどんな提案にするかについて局長の方から説明させていただきます。

局長 今ほど教育長が申し上げましたように、先月14日に議会の全協が開催されて、その時に営利非営利の関係を前任の小林局長から説明がなされ、ある一定の方向を提案したわけですが、私どもも今回で終わるかと思っていたんですけども、理解は得られませんでした。頂いた意見の内容と意見に対しての変更点をご説明いたします。

先回、教育委員の皆さんに提出させてもらった中のところで、営利を目的として利用する方の定義として、会社それから個人事業主という書き方をさせていただきました。その中の個人事業主の部分についてご意見をいただいた訳ですが、個人事業主の定義の中に税務署の方に開業届を提出しているものという定義付けで出したわけです。そうしましたら、議員からその定義は間違っている、考え直した方がいいということで、私の方で案件を引き継ぎ調べました。それで、開業届というものは確かに税務署に出す届出なんですけど、開業届を出したから個人事業主として認められるわけではありません。個人で事業を営む上で、様々な経費や納税などについて恩恵を受けるために開業届というものを提出して青色申告ができるというものでありますので、開業届を出したから個人事業主と認められるのではなく、個人として事業を営む上で開業届を出せば税法上の取り扱いを受けることができるということです。ですので必ずしも個人事業主の方が全員開業届を出さなければならないかというところではなく罰則もありません。ただ、税法上の取り扱いで特別控除が受けられないとか減価償却費の取り扱いができないとか、そういったデメリットは生じますが、開業届が必ずしも個人事業主の定義という事にはならないという事でありました。

それで今日ご用意させていただいた資料の中で、今ほどの説明の部分が資料

No.3-2の方に記載してあります。今ご説明させていただいた定義というのがこの要綱案の第2条に規定されております。第2条第1号の会社の定義については前回と変えてはおりません。変更したのは第2号になります。個人事業主の定義を、会社や組織に所属するのではなく、個人として事業を行い得られた所得によって確定申告をおこなっているものとさせていただきます。

これは議員からのアドバイスもございまして、こういった書き方に変えたわけですが、先回の全協からの大きな変更点としてはこれがまず一つとなります。

もう一つは、特産品開発に対する指摘です。先回の全協において営利目的使用の定義を要綱第3条に規定いたしました。この書き方では特産品の開発は営利活動と解釈されるのではないかと、学習センター条例第1条目的の中では、「地域資源を活用した多様な活動を支援する」としておきながら、提案した要綱案では営利活動と解釈され条例と要綱の意味合いがとれないのではという事でした。そこで、以前提出した要綱案の第3条第2項にただし書きを下線部のとおり追記し、会社及び個人事業主も含め、町の地域資源を活用とした特産品開発の利用については非営利と認めるというものです。

最後に、塾については明確に利用できないようにするべきだという意見がありました。今まで教育委員の皆さんに塾の取り扱いについて議論されていたかと思いますが、以前の話の内容が私には分からないのですが、委員会としては塾を排除せずに交流会館で学習指導を行ってもよいという形の中で提案していたと思います。

教育長と話をしまして、今までは塾を排除しない、部屋が空いていれば塾を認める形でしていたわけですが、学習センターの方は継続的な使用を認めないという事で3月議会に条例改正を行い、取扱いとして営利活動は年4回までしか利用できないという事で議決をいただいておりますが、交流会館については営利活動の規制がないという事で、今回は交流会館条例施行規則第5条を修正いたしました。

今までは交流会館の使用については営利非営利を問わず、利用日の2ヶ月前の初日から予約を受け付けておりましたが、これまで利用していた各種サークルや団体の利用を優先させるために、非営利の利用はこれまで通り利用日の2ヶ月前の初日から予約を受け付け、営利目的は利用日の1ヶ月前の初日からとし、ある程度非営利を優先して予約を受け付け、営利目的はそれでも部屋が空いてれば予約を受け付けるという形にさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

教育長 説明が終わりましたので今回の提案について委員の皆さんからご意見を頂きたいと思いますが、最初に個人事業主の件からお願いします。

よろしいでしょうか。

では次に、特産品の開発を非営利として扱う。これについてはどうでしょう。

山田委員 ただし書きは、第3条2項の(3)の下に入れた方がいいのでは。どうでしょうか。

局長 この第3条の第2項の規定というのは、営利目的の使用にあたるものを列挙しております。それで、第1号、物品の販売宣伝、これは営利ですよと。第2号、入場料、受講料、参加料などを徴収する場合も営利ですよと。第3号、その他利益を得ようとする行為又はそれにつながる行為、これも営利です。この続きで(4)として特産品の開発などを行う場合は非営利ですよと、条文としてはつながりが悪くなるので、このようにしたのですが。

山田委員 (4)でなくて、(3)の後に。

局長 (3)はですね、条例、規則などを作っても必ずグレーな部分が出てきます。そういった場合は、町長が認めた場合、非営利と認めるということで、ここに付け足すという事はちょっとできません。ということで、2項の後ろにただし書きを付けたしました。

会社・個人事業主が利用する場合は営利ですし、次の事項に該当するときは営利目的の使用にあたるものとする。ただ、町の地域資源を活用し特産品の開発を行うときは、会社・個人事業主の利用も含めこの限りでない。このただし書きの記載方法が最適かなと思ってこういった記載をいたしました。

石田委員 そうですね。今グレーゾーンといった対応をするにはここしないですね。

山田委員 わかりました。

教育長 では、最後にですね、営利目的使用の申請だけ1ヶ月ずらすという事に関してはどうでしょうか。

石田委員 1ヶ月ずらすことによって営利目的が継続的に利用されることを是正、ある程度抑止力になるのであれば、この案でよろしいかと思われま。

山田委員 1ヶ月の差。何か私たち営利というと本当に利益を上げる事だけを目的としているというふうに受け止めますが、先ほどの色んな団体がお金を払って使うことは1ヶ月の差で期間を設けられるとその日には使えないという、そんな事例が出てくるのが少し心配だなという気はしますね。町民の色んなグループでお

金を集めてやっているところだってあるわけでしょう。そういう人達が不利益を被らないか。何かね、営利を排除しようとする意味合いでは分からないわけでもないですけど、そういう面がね、予定したかった日が使えなくなったといものが出る心配が。

石田委員 本来であればね、社会的利益を優先するというものがあれば一番いいんでしょうけど。中々そういう細かい事をする事ができないから、1ヶ月短縮という事である程度、純粋に営利を追求する団体を申込しづらくするための弊害になってしまうのかなと。

山田委員 登録団体のサークルと非営利のサークルと、登録団体に営利というのはないのかな。

教育長 サークルなんかは登録団体というけど、営利で登録団体はあるのですか。

補 佐 この団体は営利ですね、この団体は非営利ですねという登録はあるかと思いますが、具体的にあるかどうかは確認してみないと分かりませんが。ただの団体登録ですので。その団体がどういう団体か登録してもらうということでありうる・・・。

今登録しているのは、多分体育団体だと思います。学校開放は条件があって、条件を満たしているかどうかを判断する。その体育団体については学校開放と今、交流会館で団体登録しているのかどうかというのは、便宜上簡単なんです。この団体はこういう団体なんだと簡単に判断できる。ただ単にそのことだけだと思っんですけど。

山田委員 そういう登録をしている。

補 佐 学校開放のところだけは団体登録で申請書が出てきます。ただ、交流会館は別に登録がなくても使えるということで。

局 長 登録の意味合いとして、文化協会に登録してある団体とかスポーツ協会に登録してある団体とか、そういった意味合いなのかな。

補 佐 今登録、町の登録制度でやっているのは学校開放だけだと思います。そこで要は確かメンバーのうち田上の町民が5人以上で構成する団体じゃないとだめだとか、結構厳しくて、学校開放は。それをするための団体登録です。交流会館は別に単発で個人でも出来ますし・・・、という形になっていると思います。

教育長 多分、さっきも言ったように、文化協会に属している団体があるよね。

補 佐 文化協会の登録をしている団体はあります。スポーツ協会に登録している団体もあります。

教育長 でも、それは営利とか非営利は関係ないよね。まあ、文化協会だから営利は目的としてないのか。

補 佐 今、文化協会に営利団体が登録しているかどうかはわかりませんが。

局 長 多分、ないはず。文化協会の団体が使うときは、むしろ減免しているよね。

補 佐 文化協会は減免してます。半分に。

石田委員 多分ないと思いますね。理屈に合わないよね。

教育長 確かに営利目的は 1 ヶ月前ですよというんだけど、その内容を聞いて、これは営利だけでも 2 ヶ月 3 ヶ月前でも予約しないと動けないよねとというのがあったらそれは認めていくという事でいいんですか。

補 佐 それはまた別の話。さっきの条項。

局 長 今、教育長が言われた関係としては、交流会館条例施行規則第 5 条 3 項です。一番下になるのですが、前項に定めるもののほか教育委員会が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。要は 2 ヶ月、1 ヶ月間という決まりはありますが、教育委員会が認めればその限りではありませんよと。ここもグレーゾーンに対する条項です。

補 佐 コンサートとかは当然一月では準備できないと思うので、それこそ今まであった事例だとプロレスだとか、あれは何年も前から準備していたと思うので。それ以外に出てきた場合は、教育委員会だけの判断ではなくて、皆さんで共有しながら判断していくと、そういうのが必要だと思います。なので、簡単に判断しない方がいいのかなとは思いますが。

あと、先ほど営利かどうかというのは、今言った営利が 1 ヶ月間申し込みができないというのはこれからの考え方、これからの考え方というのは先ほど局長が説明した営利の要綱を適用した場合、今利用している団体で営利として判断されるのがここを見ると営利と書いてあります。なのでここに該当する、登録してるかどうかというよりも、ここで営利として判断される場所だと思います。

局 長 今回皆さんのところに令和元年度分の利用実績をまとめたものをお出しさせていただいてますが、私どもが改正する上で 1 枚目のダンスサークル、この団体が一番影響を受けるものと思われます。他には営利利用でいうと単発の利用が結構多くて、継続的な利用というのは少なく、影響を受けるものと想定しているのはダンスだと思っております。

石田委員 これは個人で利用するのではなくて団体登録をして、その中で田上在住の人

がサークルを立ち上げて登録をすれば他のサークルと同じようになるわけですよ。

教育長 この方は営利目的で自分がやっているのです。

石田委員 それは微妙なところで、他のサークルも教える先生が別にいるわけじゃないですか。習字でもなんでもね。で、会費を頂いて運営するわけですよ。それは文化協会に入っている田上の在住の人たちがサークルを立ち上げてサークルとして活動するのであればどの市町村も全部サークルとして立ち上げるのであればオッケーですよということですよ。

教育長 場所代を倍取られても営利としてきちんとやってた方が紛らわしくないし、きっとそっちの方が気は楽なんだと思います。

石田委員 個人のね、先生がやりたいという意識が強いのであればやりやすいのかな、そっちの方が一番という気はしますけどもね。

補 佐 多分そうだと思います。本当に自分たちがダンスを教えたいという気持ちがあって、それで先生自らが子供たちを誘って普及活動をしているという事なんだと思います。

山田委員 私の問題意識は、お金の額がいくらかというよりも、1ヶ月前の申し込みという事でやりたいけどできなくなるというね、そういう事がないといいがなっていう、そういう事態が起きなければいいがなという心配なんですよ、まあ一つだけですけどね。やむを得ないのかな。

補 佐 多分想定としては、各サークルにはこういう形になると営利になりますという呼びかけをする。公民館の時と同じで、先生が直接お金を集めているような場合は営利とみなされる場合がありますよ、ということになるのではないかなと。他の公民館はお金を取っているところはだめですよというところもあります。グレーなところを極力少なくするような。

石田委員 まあ、やり方、論点少しずれますけども、だから窓口がどこになるのかなんだよね。受け取る窓口が個人なのか公なのか。その差で営利非営利というものが決まってくる場合もあります。ですから手間ですけどね。公民館の活動はほとんどそうじゃないかな。

局 長 例えば教育長がダンスの指導者だとして、私と補佐が教えてもらう立場だったとすると、今日来た人から1人500円ずつ教育長が徴収すれば営利だと、ただ私と補佐が自主的に教育長へ「指導料です。お願いします。」と渡せば非営利扱いになると思いますが。非常にグレーだと思いますが。

教育長 そうですね。非常にグレーだと思います。営利目的だけど、スタートして中にはサークル化していくのもあるだろうと、でもサークル化しなくてそのままやっていってもいいわけで、そういう意味で営利目的も含めて、いわゆる何かを教える、そういう活動にも利用してもらいたいと。だからやっぱり 1 ヶ月にするという事は営利目的で使用する人たちにとっては、ちょっと辛いところもありますよね。

 最初にこの話をした時もこういう事でしたよね。営利を何で入れるのか、もちろん企業みたいなのもあるけど、そうじゃなくてサークル一歩手前のやつをどんどんそういう形で活動させて、中にはサークルにしていくのもあるし、このまま自分はこの形が気が楽なんだとやってやるもの一つの方法ですよ。

 何度も言いますが、営利を目的にするのは悪ではないのです。参加者を強制的に集めているわけでもない。この値段でこんな活動するのであれば行ってみようかなと、町民の皆さんのためにもなる、そういうことでずっと説明をさせていただいてきたんです。

石田委員 営利非営利というのは、我々が名指しで決めることではなく、当事者が自分で営利なのか非営利なのかを選べるような、選択肢があるという方が自然かもしれない、逆にね。

 なかなかこれはね、難しいと思いますよ。

山田委員 定義はずっとやってきたので。

石田委員 もしフットワークよく教えたいという熱意がある人であれば、1 ヶ月でもクリアできるでしょう。もしも単純にお金だけを集めたいというような人は、1 ヶ月のタイムラグで押さえることも可能なわけで。その辺は多分、ちょうどいい感じなのかな。やってみないと分かりませんね。やってみて逆に弊害が多くて苦情が出るようであれば、もう 1 回考え直すことはあってもいいのではないかと思います。

山田委員 重い意味を持った変更だという事を強調していただくしかないかな。

石田委員 精一杯の結果でしょうかね。

補 佐 定例的なピアノ教室などは、一月も前から予定は出てこなかったと思います。次はいつだよ、次はいつだよというぐらいにしか出てこなかったのです。

 募集をするっていうようなところは、一ヶ月では厳しいのかなと思いますけれども。メンバーが揃っているようなところは、一週間前でも問題ないような気がします。

教育長 ありがとうございました。

 では、続きましてもう一つの議案、プールについて説明をお願いします。

局 長 中学校のプールの関係になりますが、資料はお手元に配布させていただいております。経緯について委員の皆さんは承知してありますか。

教育長 中学校のプールを来年度使いたいという話はしてきています。

局 長 令和 4 年度につきましては、田上中学校のプールの状態が良くないということで、加茂市の温水プールを利用させてもらう予定でいます。温水プールを利用するにあたっての経緯を資料にまとめてあります。昨年度の点検時にろ過器に不具合がありました。併せてシャワーの配管、プール排水のU字溝の関係も老朽化しており、いくつか修理をしなければ使えない状態が見受けられておりました。ただ、ろ過器の調子は悪かったのですが、プール水の補給を続け、ゴミが溜まらないようにオーバーフローをさせながら錠剤の塩素を投入し衛生管理に努めながら授業は何とか実施しました。ただ、そのままでは令和 4 年度に使用することができないということで修繕費を見積もったところ、プール外構污水管修繕、シャワー等配水管修繕、ろ過器修繕で合計約 4,500 千円ほどかかることが令和 3 年 7 月に判明いたしました。温水プールの利用については、判明した修繕費用の金額と学校側の意見を聞き取った上で、これだけのお金がかかるようであれば 1 回温水プールを使ってみたらどうかということで令和 4 年度は加茂市の温水プールを利用することとなりました。

 加茂市の教育委員会へ教育長と一緒に何回かプール利用の依頼で伺いましたが、先日やっと日程が確保できたとのことで、11月14日から11月25日までの2週間、加茂市の温水プールを利用することができる旨の連絡をいただきました。利用は一学年 2 回ずつ利用させてもらう予定でおります。以上がこれまでの経緯の話であります。こういったことで加茂市の温水プール利用料を令和 4 年度予算に計上したところ、議会より予算審査特別委員会で指摘を受けました。総括質疑では町長より「意見を頂いているが、令和 4 年度は加茂市のプールを利用させていただきたい。」と答弁していただいたところであります。

 ろ過器の修繕について、前局長からの引継ぎではコロナの影響により様々な部材の納品が遅れたり、価格が高騰しております。実際にどのくらいになるか資料にまとめておりますが、納品で 1 ヶ月、施工で 1 ヶ月、予備期間で 1 ヶ月で合わせて 3 ヶ月の工期を予定しております。プールの準備は 6 月に水を張る必要があります。6 月に水を張る理由としては、水温を上げるための期間という

事であります。それで、予備期間を除いたとしても 4 月早々には入札をかけなければ、当年度の利用には間に合わないということでもあります。

今後についてなんですが、加茂市の教育委員会からは温水プールを既に何校か利用しており、今後も校内プールの状態が悪ければ利用する学校が増えていくと思われ、そうなってくると田上の学校の利用は中々厳しくなってくるとお話がありました。このようなことから、田上中学校のプールは今年度中にプール授業ができるまでの修繕を行って、来年度以降の利用に備えたいという事でもあります。修繕の箇所、金額等については、お手元の資料に記載のとおりであります。

教育長 ありがとうございます。私の方から 3 月、4 月に皆さんに説明させてもらったのは、とりあえず令和 4 年度は温水プールに行ってみたいと。中学校の先生方も生徒たちも、全員にアンケートしたわけではないですが子供たちに聞いたら、加茂市のプールがいいと言うので、今年の予算には防火水槽の役目もあるため排水と給水の修繕を計上し、ろ過器は直さないで加茂市のプールに行った様子を見てからにしようかなと思ったのですが、加茂市の教育委員会とのやり取りの中で、来年度借りられる保障がない、どうにか来年度借りられたとしても、その次の年はどうなるんだろうという中で、今年度予算はありませんが補正予算を計上させていただいてプールを直していこうということになりました。

局 長 修繕内容の中でまだ金額が入っておりませんが、議員からはプールが町道沿いにあるため授業の様子を覗かれたりする恐れがあるという話も受けております。ただ、フェンスの改修も行うことになればかなりの金額がかかってくるので、大規模改修についてはちょっと難しいかなと。例えば、フェンスに目隠しのシートを掛けるとか、そういったやり方で環境面に配慮しながら修繕をしないといけないかなと思っております。

教育長 よろしいでしょうか。

石田委員 承知しました。

教育長 ありがとうございます。大分時間がかかりましたが、本日ご用意させていただいた協議題は以上となります。

他に、今年の夏まつりは残念ながら中止という事になりました。ただ、商工会の青年部の方で竹明かりを使って色んなイベントをしようというふうに考えているようです。

それでは、以上で第 2 回教育委員会を閉会したいと思います。